

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2018/01/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 29 会期が 1 月 15～26 日に開催される。この会期で審査される国は審査順に、フランス、トンガ、ルーマニア、マリ、ボツワナ、バハマ、ブルンジ、ルクセンブルク、バロバドス、モンテネグロ、アラブ首長国連邦、イスラエル、リヒテンシュタイン、セルビアの 14 カ国である。これらの国の代表は会合に出席し、人権義務・確約の履行状況、特に前回の審査後の状況、前回審査時の勧告の実施措置を説明し、作業部会は進展と課題を明らかにする。作業部会は人権理事会の全理事国 47 カ国で構成される。今会期は 3 巡目審査の 3 回目の会期に当たる。各国の審査は 3 時間半行われ、その後の 30 分間で各国に対する勧告が採択される。各国の審査は、地域の異なる 3 理事国が中心になって進行される。作業部会で採択された最終文書は、6 月の人権理事会第 38 会期の全体会合で採択される予定である。

子どもの権利委員会開催の予定

2018/01/11

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 77 会期が 1 月 15 日～2 月 2 日に開催される。この会期では、スリランカ、グアテマラ、パナマ、セーシェル、スペイン、ソロモン諸島、パラオ、マーシャル諸島の子どもの権利条約の実施状況が審査される。子どもの権利条約(1990 年発効、現締約国 196 カ国)では、子どもの生命、生存・発達、氏名・国籍、最善の利益、意見の表明、いかなる差別もない条約上の権利の尊重、父母からの分離の禁止、家族の再統合、身体的・精神的な暴力などからの保護、障害児の教育・特別な養護、義務的・無償の初等教育、子どもの尊厳を尊重する学校の規律、18 歳未満時の犯行に対する死刑・終身刑の禁止、15 歳未満の者の敵対行為への参加の禁止、少数民族・先住民族の子どもの文化・宗教・言語に関する権利などが規定されている。子どもの権利委員会は 18 名の独立専門家で構成され、日本の大谷美紀子さんも委員を務めている。

性的指向・性自認に関する米州人権裁判所の勧告的意見

2018/01/12

国連人権高等弁務官事務所

米州人権裁判所は 1 月 9 日、勧告的意見 OC-24 を提示し、性別確認に関する医学的・精神的証明書の提出その他の不合理な要求は、米州人権条約に反するとした。同裁判所はまた、米州人権条約は、同性者家族の絆を保護し、同性カップルは、異性カップルが利用可能な関係・家族に関するあらゆる形態の法的確認を例外なく利用できるとした。国連の性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家は、この勧告的意見は性自認の権利と同性カップルの家族の絆の保護を確認した画期的なものであると称賛した。そして、われわれ国連人権専門家が昨年 5 月の共同声明で強調したように、政府には、当事者本人が情報に基づき自由に選択でき、身体の自律性が尊重された、迅速・透明・利用しやすい法的性別確認措置を提供する義務があり、勧告的意見は政府がこの義務を履行するための指針となるものであると述べた。

子どもの権利委員会第 77 会期開幕

2018/01/15

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 77 会期が開幕し、人権副高等弁務官が以下の通り報告した。ユニセフによれば、今なお毎日 1 万 5 千人の 5 歳未満の子どもが予防・治療可能な疾病により死亡しており、このままでは 50 カ国以上が子どもの生存に関する持続可能な開発目標を達成できないこと、ユネスコによれば、2030 年になっても低所得国では初等教育を終了する子どもは 70%に留まること、約 1 億 3 千万人の少女が修学できず、その半数以上がサハラ以南のアフリカの少女であること、毎日約 4 万 1 千人の 18 歳未満の少女が結婚させられており、児童婚がなくなれば毎年 5 千億ドル以上の利益が生まれるとの推定もあること、などである。また、委員会事務局は、締約国数は子どもの権利条約は 196 カ国と変わらないが、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書は 167 カ国、子どもの売買などに関する選択議定書は 174 カ国、個人通報に関する選択議定書は 37 カ国になったと報告した。

ダボス会議に人権侵害による世界リスクへの対応を求める発言

2018/01/23

国連人権高等弁務官事務所

ダボスで開催中の世界経済フォーラムに向けて、人権と多国籍企業などの企業に関する作業部会議長が発言した。内容は以下のとおり。経済改革によってポピュリズム、世界的混乱、気候変動、不平等の根本原因に取り組むのであれば、政治的・経済的決議に人権に関する目標を含めることが不可欠である。政府と企業はダボス会議を期に、建設的な変化を実現するための具体的行動を公表すべきである。まず第一に、政府と企業はサプライチェーン全体で労働者の権利を尊重し、企業運営による人権への悪影響を防止する措置をとり、ビジネスと人権に関する国連指導原則に従って行動しなければならない。今年のフォーラムで「人権のための世界の見通し」と題するセッションが行われることを歓迎するが、残念ながら、1月17日に公表された世界経済フォーラムの「グローバルリスク報告書 2018」における人権の記載は不適切である。

世界ハンセン病デーに向けて人権専門家が声明

2018/01/25

国連人権高等弁務官事務所

1月28日の世界ハンセン病デーに向けて、ハンセン病患者と家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。WHOの報告によれば、2016年に新たに214,783人がハンセン病に罹患し、そのうち12,437人に深刻な障害があるとされている。ハンセン病は早期に数種類の薬剤を併用して治療すれば容易に治るが、放置すれば障害や慢性痛を起こす可能性がある。現実は今なお診断が遅れ、質の高い治療が欠如している。ハンセン病の感染と蔓延を防ぐには、社会的弱者を把握することが重要である。ハンセン病の流行は社会的不平等と結びついており、主に影響を受けるのは貧しいコミュニティである。非常に多くのハンセン病患者が差別と障害の果てしない連鎖に陥っている。政府は、分離・移動・結婚などに関する差別的な法律を廃止することを含め、ハンセン病に関わる差別・排除・障害の悪循環に対処しなければならない。